

【 会員の皆さまへ～ 所得税の「税額控除」等のご案内 】

- ・ 当協会は、平成 24 年に内閣総理大臣より「公益財団法人」の認定を受けており、平成 24 年以降、個人会員会費については、特定寄附金として税制上の優遇(所得控除または税額控除)が受けられます。
- ・ この税制優遇を受けるためには、下記の書類を添付し、所得税の確定申告等を行うことが必要です。勤務先等での年末調整では受けることが出来ませんので、ご注意ください。

提出書類 ① 寄附金(会費)受領証明書
 ② 税額控除に係る証明書

- ご送付いたします一枚のはがきの裏面に①を、表面に②を掲載いたしております。従いまして、確定申告の際には、このはがきのみ添付して下さい。
- また、この証明はがきは、一度ご請求いただければ、翌年分以降も引き続き送付させていただくこととしています。つきましては、もしご不要になられた場合、お手数ですが下記「会員担当」あてに、ご連絡下さいますようお願いいたします。

(公財)通信文化協会 会員担当連絡先 : 03-6658-4749

■ 東京都内にお住まいの方へ

当協会への会費は、東京都の条例指定寄附金に該当しますので、東京都内にお住まいの方は、東京都民税の税制優遇も合わせて受けることが出来ます。

※ 所得税の確定申告を行えば、自動的に適用されます。

■ 個人所得税についての税額控除額計算例

$(\text{支払った会費金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$

年 会 費 (5,000 円) の場合 $(5,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 0.4 = 1,200 \text{円}$ (税額控除額)

生涯会員会費(50,000円)の場合 $(50,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 0.4 = 19,200 \text{円}$ (税額控除額)

※税額控除では、上記金額が会費を支払った年の所得税額から直接控除されます。

※「生涯会員会費 50,000 円」とは、満 61 歳に達する年度以降、3,000 円となる「年会費」に替えて、一括納付するものです。

なお、確定申告に当たっては、収入・税額等により条件がありますので、詳しくは所轄税務署・税務相談係にお尋ねください。

■ 個人住民税についての税額控除額計算例 (東京都内にお住まいの方のみ)

$(\text{支払った会費金額} - 2,000 \text{円}) \times 4\% = \text{税額控除額}$